主 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。 理 由

上告代理人福地絵子、同福地明人の上告理由について

(いわゆる有給休暇の買取り)、というのである。 右の事実関係の下においては、被上告会社は、タクシー業者の経営は運賃収入に 依存しているため自動車を効率的に運行させる必要性が大きく、交番表が作成され た後に乗務員が年次有給休暇を取得した場合には代替要員の手配が困難となり自動車の実働率が低下するという事態が生ずることから、このような形で年次有給休 暇を取得することを避ける配慮をした乗務員については皆勤手当を支給すること したものと解されるのであって、右措置は、年次有給休暇の取得を一般的に抑制する を取得したことにより控除される皆勤手当の額が相対的に大きいものではないと見るのが相当であり、また、乗務員が年次有給休暇を 取得したことにより控除される皆勤手当の額が相対的に大きいものではないったというべきである。

以上によれば、被上告会社における年次有給休暇の取得を理由に皆勤手当を控除する措置は、同法三九条及び一三四条の趣旨からして望ましいものではないとしても、労働者の同法上の年次有給休暇取得の権利の行使を抑制し、ひいては同法が労働者に右権利を保障した趣旨を実質的に失わせるものとまでは認められないから、公序に反する無効なものとまではいえないというべきである。これと同旨の原審の判断は正当であつて、原判決に所論の違法はない。右判断は、所論引用の判例に抵触するものではない。論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。 最高裁判所第二小法廷 裁判長裁判官 中 島 敏 次 郎 裁判官 藤 島 昭 裁判官 木 崎 良 平 裁判官 大 西 勝 也